供用開始区域図

【供用開始区域図について】

供用開始区域内の皆様にお願いします。
公共下水道へ接続されていない宅地、店舗、工場等で浄化槽の方はすみやかに接続をお願いします。
また、くみ取り便所の方は３年以内に接続をお願いします。
なお、区域境界がわかりにくい場合は、下水道課までお越しください。

【令和８年３月３１日供用開始対象地（小字）】

・山屋敷町富士塚、向田、山屋敷
・新林町新池、東新切

上記の各一部

【問い合わせ先】

知立市役所下水道課
TEL　0566-95-0159（下水庶務係）
TEL　0566-95-0134（下水工務係）

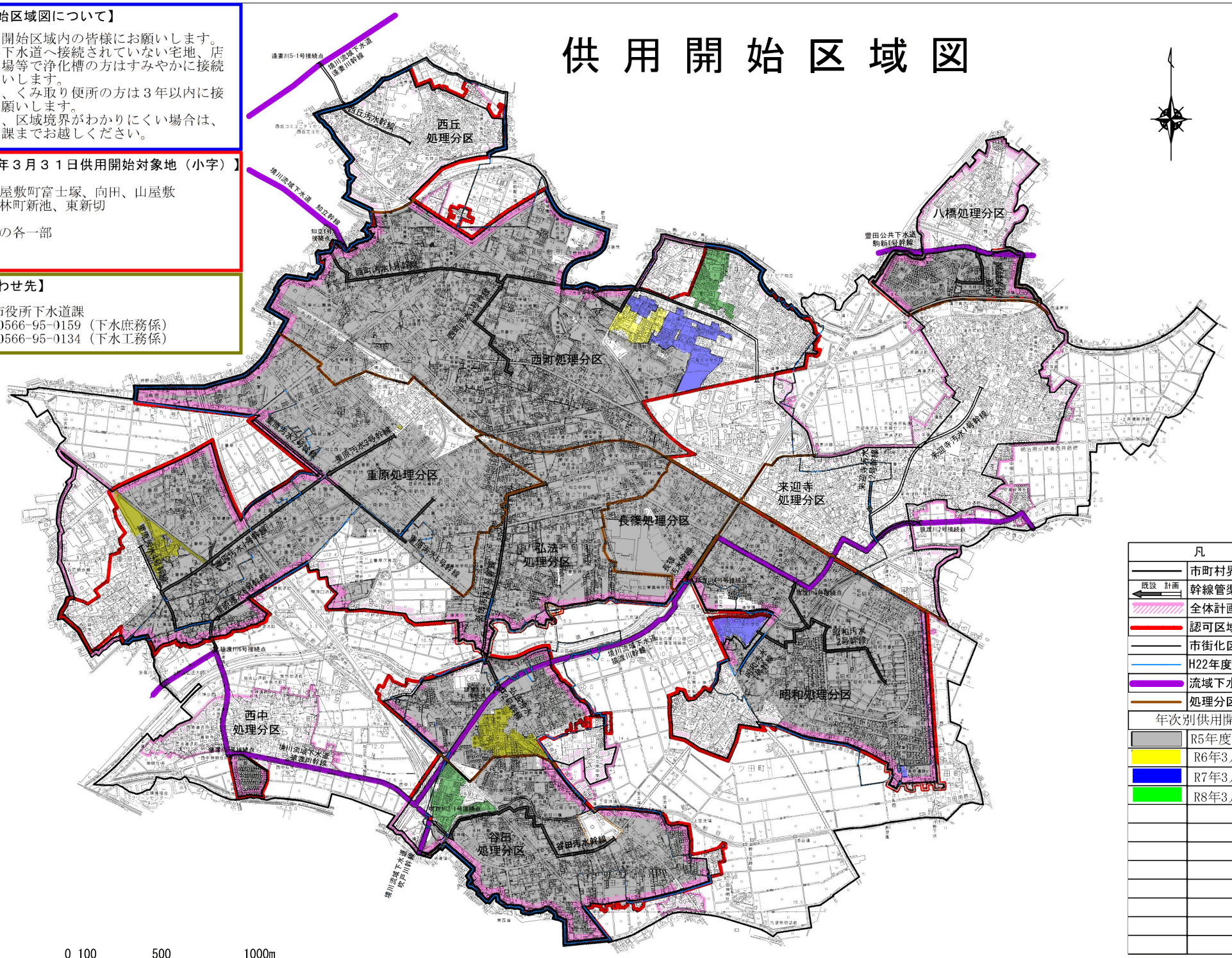

令和8年3月31日現在